海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

○国土交通省令第八号（令和八年二月十三日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第十二号の五様式（第二十六条関係） （略） 国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE （IAPP証書） （IAPPCERTIFICATE） （略） 1.3　建造日 Date of build： 1.3.1　建造契約が結ばれた日 Date of building contract---------- 1.3.2　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction-------- 1.3.3　引渡しが行われた日 Date of delivery---------- （略）	第十二号の五様式（第二十六条関係） （略） 国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE （IAPP証書） （IAPPCERTIFICATE） （略） 1.3　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction （略）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。